

国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス http://www.shizuyakukokuho.com/

《 主 な 掲 載 事 項 》

- *令和2年度決算報告等
- *健康診断を受けましょう
- *交通事故にあったときは届出を
- *自家調剤における制限事項について
- *インフルエンザ予防接種補助事業について

公 告

令和3年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 第1回組合会 開催

令和3年7月24日(土) 中島屋グランドホテル(静岡市)において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、通常より広い会場で、座席間隔を広くし、ソーシャルディスタンスに努め、組合会議員30名(委任状含む)のもと、第1回組合会を開催しました。

令和2年度事業報告及び令和2年度歳入歳出決算の認定並びに令和2年度歳入歳出決算剰余金の処分についての2議案を審議した結果、全ての議案が原案通り可決承認されました。

令和2年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 歳入歳出決算書

◇歳入

(単位：円)

款	収入済額
1. 国民健康保険料	464, 221, 750
2. 国庫支出金	110, 236, 482
3. 前期高齢者交付金	0
4. 県支出金	0
5. 共同事業交付金	9, 375, 000
6. 財産収入	43, 116
7. 繰入金	0
8. 繰越金	297, 410, 276
9. 諸収入	2, 833, 474
歳入合計	884, 120, 098

◇歳出

(単位：円)

款	支出済額
1. 組合会費	938, 654
2. 総務費	37, 731, 951
3. 保険給付費	248, 326, 787
4. 後期高齢者支援金等	110, 087, 324
5. 前期高齢者納付金等	50, 320, 941
6. 介護納付金	57, 939, 850
7. 共同事業拠出金	12, 345, 344
8. 保健事業費	11, 080, 214
9. 積立金	52, 000, 000
10. 諸支出金	4, 705, 098
11. 予備費	0
歳出合計	585, 476, 163

◇歳入歳出決算額

(単位：円)

歳入決算額	884, 120, 098
歳出決算額	585, 476, 163
歳入歳出差引残額	298, 643, 935
次年度へ繰越	298, 643, 935



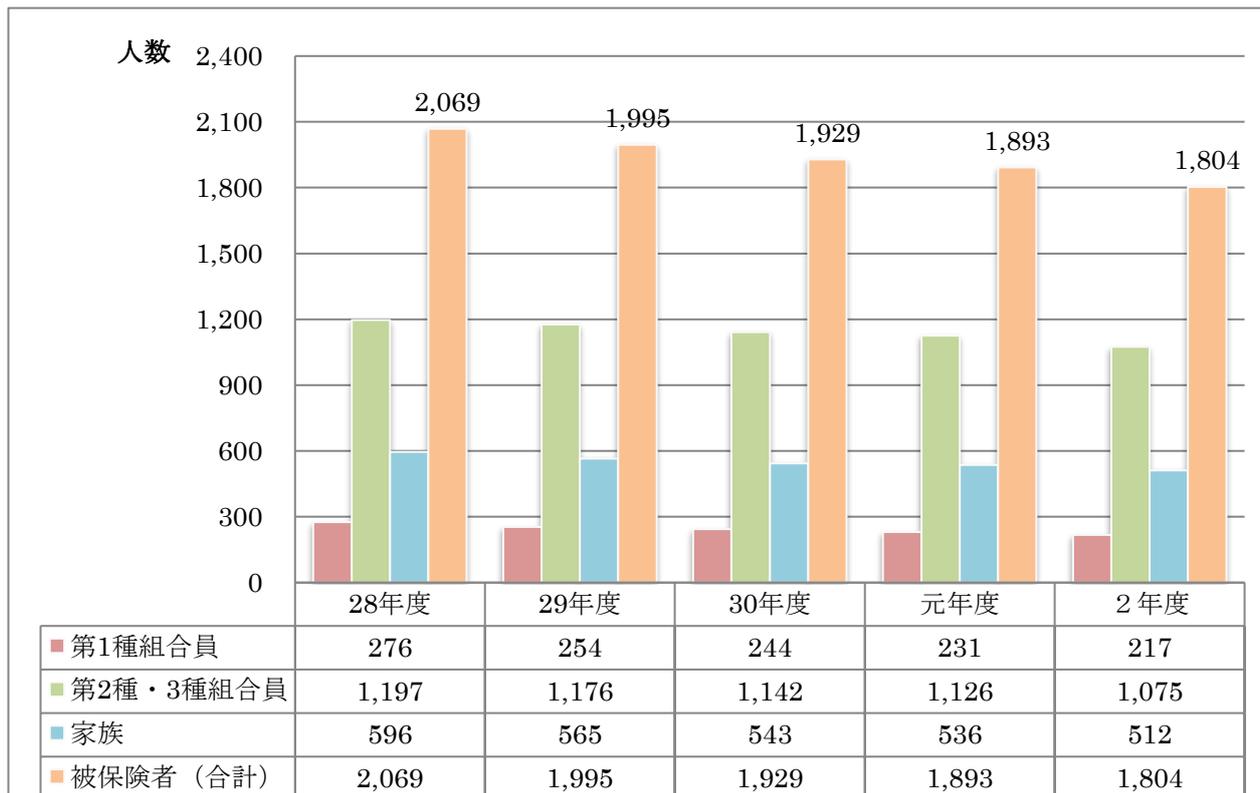
1 被保険者数（年間平均）

（単位：人）

年 度	組 合 員			家 族	総 数 (計)	再 掲			後期高齢 者組合員
	第1種 (事業主)	第2種 (薬剤師)	第3種 (非薬剤師)			未就 学児	介護 被保険者	前期 高齢者	
令和元年度	231	515	611	536	1,893	75	825	202	32
令和2年度	217	491	584	512	1,804	71	808	190	30
前年度増減	△14	△24	△27	△24	△89	△4	△17	△12	△2
前年度比	93.9%	95.3%	95.6%	95.5%	95.3%	94.7%	97.9%	94.1%	93.8%

◇年度別被保険者の推移

（単位：人）



2 国民健康保険料の収納状況

（単位：円）

区 分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率 %
現 年 度 分	464,221,750	464,221,750	0	0	100.0%
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0.0%
合 計	464,221,750	464,221,750	0	0	100.0%

3 (1) 保険給付費の状況（2年度療養給付費）

（単位：件、円）

年 齢 別	件 数	費 用 額	保 険 者 負 担 分	一 部 負 担 金	他 法 負 担 分
6 歳 未 満	1,096	11,835,330	9,454,490	2,364,988	15,852
7 歳～69 歳	20,279	272,527,680	190,377,936	75,878,360	6,271,384
70 歳以上（一般）	800	12,159,680	9,711,576	2,413,526	34,578
70 歳以上（現役）	740	16,328,822	11,383,110	4,923,334	22,378
療養給付費全体	22,915	312,851,512	220,927,112	85,580,208	6,344,192

(2) 療養費

(単位：円)

区 分	件 数	支 給 額
柔道整備師	378	1,520,604
補 装 具	17	372,655
あんま・マッサージ	14	145,921
は り・灸	2	11,336
診 療 費	7	134,109
合 計	418	2,184,625

(3) その他の給付

(単位：円)

区 分	件数	支 給 額
出産育児一時金	14	5,880,000
葬 祭 費	3	170,000



4 保健事業

(1) 特定健康診査等実施状況・・・対象：40歳以上 75歳未満の被保険者

(単位：人、円)

区 分	対象者数	受診者数	受診率	補助金支給額
組 合 員	939	154	16.4%	1,465,660
家 族	110	26	23.6%	243,693
合 計	1,049	180	17.2%	1,709,353

(2) 健康診断(人間ドック)等実施状況

対象：30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回2万円(30歳代は1万円)(単位：人、円)

区 分	受診者数	内 訳		補助金支給額
		男性	女性	
30歳～39歳	101	25	76	951,655
40歳～49歳	119	32	87	1,700,338
50歳～59歳	110	30	80	1,656,978
60歳～69歳	56	20	36	809,105
70歳以上	19	5	14	297,525
合 計	405	112	293	5,415,601

(3) インフルエンザ予防接種費用補助

(単位：件、円)

対象者/補助限度額	申請者数	補助金支給額
65歳未満の被保険者 /1,000円	672	672,000

(4) 医療費通知 (単位：人)

回数	対象診療月	通知被保険者数
4回	1～12月	5,251

(5) ジェネリック医薬品差額通知 (単位：人)

回数	対象診療月	通知被保険者数	通知条件
3回	4、7、11月	275	35歳以上で1薬剤200円以上 1被保険者200円以上

(6) 健康家庭表彰

対象世帯	内 容
96世帯	1年間無受診だった世帯に対し、5,000円相当の記念品贈呈

財 産 目 録

(1) 積立金

令和3年5月31日現在 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
特 別 積 立 金	118,251,987	静岡銀行
準 備 金 積 立 金	86,100,000	静岡銀行
事業運営積立金	110,431,648	静岡銀行、しずおか焼津信用金庫
退職給与積立金	13,400,500	しずおか焼津信用金庫
合 計	328,184,135	

(2) 決算剰余金

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
歳入歳出差引残額	298,643,935	

年に一度は健康診断を受けましょう

当国保組合では、平成30年度に「特定健診等実施計画」を策定し、年次目標「令和5年度受診率70%」の目標値を提示しています。令和2年度の暫定の受診率は目標値には達しませんでした。大規模事業所等に事業所健診の情報を提供していただいた結果、受診率を51.9%まで引き上げることが出来ました。健康診断を受けることは、自らの健康管理と病気の早期発見・早期治療に繋がるばかりでなく、国から当国保組合への国庫補助金額にも影響します。今年度の健康診断がお済みでない方は、ぜひともお早めに受診され、受診率向上にご協力をお願いします。

○29年度～令和2年度の特定健康診査実施状況及び令和3年度目標値 対象者：40歳以上74歳以下

区 分		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度目標値
特定健康診査	対象者数	1,016人	981人	991人	965人	
	受診者数	357人	385人	446人	501人	
	受診率	35.1%	39.2%	45.0%	51.9%	60.0%

健康診断やインフルエンザ予防接種の補助金制度以外にも、組合員の皆様の健康維持のために、保健事業の新しい取り組みや助成等の見直しを行っています。随時周知してまいりますので、国保だよりやホームページでご確認ください。

交通事故にあったときは国保組合に連絡を！

交通事故や、第三者行為によるケガでも保険医療で治療を受けることが出来ます。この場合、国保組合が一時的に医療費を立て替えたあとで加害者に費用を請求します。

交通事故による受診の場合に必要な届出

- ①警察に届け出る・・・「事故証明書」を発行してもらう
- ②国保組合に届け出る・・・「第三者行為による傷病届」の提出

また、下記の場合も第三者行為に該当し、組合への連絡が必要になりますのでご注意ください。



交通事故以外の第三者行為の例

- ・自転車との事故
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・落下物に当たった
- ・不当な暴力によりケガをした
- ・スキー、スノーボード等の接触事故など

該当するのかわからない時は、当国保組合にご相談ください。

「自家調剤の制限事項」を再度確認しましょう

当国保組合では、「薬剤師だからこそできる取り組み」として、自家調剤報酬請求の一部自粛をお願いしています。この取り組みによって、組合員自身の自己負担額軽減と同時に、当国保組合の医療費高騰を抑えることにも繋がると考えられます。多くの事業所にはご協力をいただいておりますが、誤って調剤料等を算定している診療報酬明細書（レセプト）が未だに見受けられます。事業所の本店支店含めて、周知の徹底をお願いいたします。

☆「自家調剤」に該当するケース

組合員	誰の処方箋か	調剤する場所
薬剤師 非薬剤師	組合員 又は 組合員の家族	勤務する薬局 (本支店含む)

☆「自家調剤」に該当する場合に請求できる調剤報酬

(○は請求可、×は請求不可)

調剤報酬の内訳	組合員	組合員の家族
調剤基本料	○	○
調剤料	×	×
薬学管理料	×	×
薬剤料	○	○
特定保険医療材料料	○	○

☆ 処方薬に後発医薬品がある場合は、後発医薬品を優先使用

積極的にジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）において、国が定める使用割合の目標値は80%ですが、直近の令和3年6月調剤の当国保組合の使用割合は73.3%でした。

年に3回「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」ハガキを送付していますが、ハガキが届いた方は、記載されている薬剤を後発医薬品に変更することで、医療費削減効果が高くなります。ハガキ通知を機会に後発医薬品に切り替え、当国保組合の目標達成にもご協力ください。

	代替不可 先発医薬品数	代替可能 先発医薬品数	後発医薬品数	後発医薬品率
令和3年4月	941	462	1,302	73.8%
令和3年5月	806	388	1,174	75.2%
令和3年6月	918	465	1,276	73.3%

国保組合からのお知らせ

インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染者が増加し、8月末には静岡県にも緊急事態宣言が発令されました。医療機関受診のリスクを下げるためにも、マスク着用、手洗い、うがい、消毒等をしっかりと行い、インフルエンザ予防接種を受けて、積極的に感染防止に努めましょう。
※新型コロナワクチン接種日から前後2週間空けた接種が望ましいため、インフルエンザ予防接種の時期にご注意ください。

《対象者》 65歳未満の全被保険者

※65歳以上の方は市町で補助するため対象外。(お住まいの市町で申請方法が異なりますので各市町へご確認をお願いします。)

《補助限度額》 組合員1,000円 家族1,000円

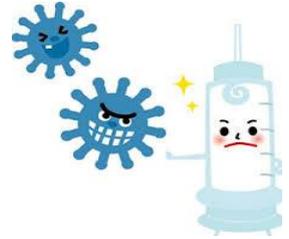
インフルエンザ予防接種をした際に補助金を支給(年度内1回)

《申請方法》 事業所単位での申請にご協力ください。

インフルエンザ予防接種補助金申請書に領収書(原本)を添付して申請してください。
申請書は静岡県薬剤師国保組合のホームページからダウンロードができます。

注) 領収書(原本)は1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

《申請期間》 令和3年10月1日～令和4年2月28日



健康保険適用事業所に勤務する人の薬剤師国保組合への加入について

「健康保険の適用除外申請」手続きについて、特別な事情がない限り「事実の発生から14日以内」に届出を行うことが厳格化されました。これにより、期限内の届出ができなかった場合には健康保険の適用除外申請が受理されず、薬剤師国保組合へ加入できなくなる恐れがあります。年金事務所への届出は早急をお願いいたします。

法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所では、法令に基づく社会保険の強制適用事業所となり、社会保険への加入が義務づけられています。

ただし、強制適用事業所に雇用される者となっても、医療保険については健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認を受ければ、国保組合の被保険者として加入することができます。

☆薬剤師国保組合の「国民健康保険被保険者証」については、健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認が確認できてからの発行となります。

確認書類：「健康保険被保険者適用除外承認証(国民健康保険組合被保険者)」

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について」の適用期間が変更になりました

傷病手当金の支給に対する適用期間について「令和2年1月1日から令和3年9月30日の間」となっていましたが、8月5日付厚生労働省通知により「同年12月31日の間」に変更になりました。
適用期間：令和2年1月1日～令和3年12月31日

詳しくは、静岡県薬剤師国保組合のホームページをご覧ください。

薬局の経営が一段と厳しさを増している中、これらの制度が整備されることで、組合員の皆様が安心して働くことができるようになれば幸いです。

ご不明なことがありましたら、国保組合事務局へご連絡ください。

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和3年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事項	内容及び届出書類	添付書類	
資格の得喪	事業主加入	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設許可所の写し ・個人番号（マイナンバー）の確認書類 「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ※組合員に扶養する家族がいる場合は、<u>世帯全員の個人番号と続柄が記載された「住民票」（写し不可）が必要</u> ・身元確認書類（運転免許証・個人番号カード（両面）・パスポート等顔写真付きの証明証のうち、どれか1つの写し） ・市町国民健康保険又は被扶養者から加入の方は、現在加入中の「健康保険被保険者証」（写し）（取得者全員分）、それ以外の健康保険から加入の方は「健康保険脱退証明書原本」（取得者全員の記載があるもの） 	
	従業員加入	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）の確認書類 「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ※組合員に扶養する家族がいる場合は、<u>世帯全員の個人番号と続柄が記載された「住民票」（写し不可）が必要</u> ・市町国民健康保険又は被扶養者から加入の方は、現在加入中の「健康保険被保険者証」（写し）（取得者全員分）、それ以外の健康保険から加入の方は「健康保険脱退証明書原本」（取得者全員の記載があるもの） 	
	家族の加入	<ul style="list-style-type: none"> ※<u>組合員と同一世帯にあり、かつ、主として当該組合員の収入により生計を維持する者</u> ・被保険者資格取得届 ・加入時の現状書 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）の確認書類 <u>世帯全員の個人番号、続柄が記載された「住民票」（写し不可）</u> ・給与、年金、営業、不動産など収入がある方は、直近の所得課税証明書等 ・国民健康保険法第116条届（大学生・専門学生等の場合は必要。学生証の写しを添付） ・市町国民健康保険又は被扶養者から加入の方は、現在加入中の「健康保険被保険者証」（写し）（取得者全員分）、それ以外の健康保険から加入の方は「健康保険脱退証明書原本」（取得者全員の記載があるもの）
		<ul style="list-style-type: none"> ※<u>子供が生まれて加入の場合</u> ・被保険者資格取得届 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）の確認書類 <u>世帯全員の個人番号、続柄が記載された「住民票」（写し不可）</u> ※個人番号の取得に日数がかかる場合は、一時的に「母子手帳の写し（出生届出済証明のページ）」を提出。
	喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格喪失届 ・退職証明書（従業員退職の場合） ・脱退証明書（従業員退職以外の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当国保組合の被保険者証 ・健康保険加入証明書又は被保険者証の写し（社保へ加入の場合）
	死亡の場合・・・被保険者資格喪失届	・当国保組合の被保険者証、死亡診断書の写し	
住所変更	・住所氏名等変更届	・添付書類なし	
氏名変更	・住所氏名等変更届	・当国保組合の被保険者証	
被保険者証の再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証再交付申請書 ・被保険者証紛失届 ・誓約書 	・添付書類なし	

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和3年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事 項		内容及び届出書類	添付書類
保 険 給 付	療養費に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> * <u>止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき</u> * <u>医師が必要と認めたギブス、コルセット、治療用補装具等を購入したとき</u> * <u>海外渡航中に診療を受けた時…渡航前に問合せのこと</u> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書（原本） ・診療報酬明細書（レセプト） ・診断書、医師の同意書等（原本）
	高額療養費に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> * <u>国保組合より通知後、手続き</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し ・課税所得証明書等 （国保組合で所得情報が確認できない場合）
	出産に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 ※<u>事前に国保組合に交付申請</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税所得証明書等 （国保組合で所得情報が確認できない場合）
	死亡に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関等への直接支払制度（本人の合意による） ②出産育児一時金支給差額申請書（42万円未満の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ①国保組合へ申請の必要はありません ②代理契約に関する文書の写し 領収書・明細書の写し 母子手帳の写し
保 健 事 業	人間ドック補助	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳代：年1回、1万円まで</u> * <u>40歳以上：年1回、2万円まで</u> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票・健診データ ・領収書原本（<u>特定健診とその他の内訳あるもの</u>）
	郵送検診	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回実施。国保だより（3月号）同封の「郵送検診申込書」にて受付</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「郵送検診申込書」をFAX又は郵送
	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> * <u>65歳未満の被保険者を対象に、年1回、1,000円まで補助</u> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書原本（1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたもの）
	健康ポイント	<ul style="list-style-type: none"> * <u>25歳以上の被保険者を対象に、ウォーキングや、健康診断の受診に対して、組合がポイントを付与。そのポイントをお好きな商品と交換</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用WEBサイトから被保険者が登録



健康ポイントを使って、ちょっとお得な健康生活をはじめませんか？



健康ポイント制度とは？

日々のウォーキングや、健康診断の受診等に対して、組合がポイントを付与します。そのポイントをお好きな商品に交換できるという目標意識をきっかけに、日々の健康づくりへの自主的な取り組みを促す、健康意識の向上と健康増進を目的とした事業です。

◆組合員様全員が対象の制度です◆

※家族の方は、当該年度 25 歳以上が対象になります。

<初回登録方法>

【URL】 <http://happy1th.com/>



SIGNUP 初回認証

Step1 初回認証 Step2 メールアドレス登録 Step3 情報登録 Step4 生活習慣の入力 Step5 登録情報確認 Step6 登録完了

本人確認を行います。以下の項目に入力を行い、「認証する」ボタンを押してください。

保険者番号

被保険者記号・番号 記号 番号

氏名カナ セイ メイ

※認証が上手くいかない場合、小文字を大文字に置き換えて再度お試しください
例) ヘネフヰット タロウ ⇒ ヘネフヰット タロウ

認証する

登録者様ご自身の保険証に記載のある、「保険者番号」「被保険者記号・番号」「氏名カナ」を入力し認証ボタンをクリック

- 保険者番号 ⇒223032と入力してください
- 記号 ⇒0000と入力してください (数字のゼロを4つ)
- 番号 ⇒被保険者番号を入力してください (8桁の数字)
- 氏名カナ ⇒例)静岡 太郎 → シズオカ タロウ

<ご利用の流れ>

①WEBサイトに登録

②健康アクション

③ポイントゲット

④好きな商品と交換

まずは登録！

サイトの初回閲覧で
500ポイントが
付与されます！

- 健診受診
- ウォーキング
- 体重入力
など



※約15000点の商品からお選びいただけます

ポイント獲得方法

ウォーキングの実施や、体重の記録などでポイントが貯まります！

ポイントが自動付与されるもの	獲得ポイント
健康ポイントサイト初回ログイン	500P/初回ログイン時
1日10,000歩以上歩いた（専用アプリ or 自身にて入力）	3P/日
1日5,000歩以上歩いた（専用アプリ or 自身にて入力）	1P/日
生活習慣チャレンジ取組ポイント（2つまで）	各1P/日
体重の記録	1P/日
組合が確認後にポイント付与されるもの	獲得ポイント
特定健診受診券 or 健康診断補助金制度の利用	500P（1年に1回限り）
特定保健指導実施者のうち最後まで終了された方	1000P（1年に1回限り）

詳しい利用方法については健康ポイントサイト内にあるマニュアルをご確認いただき、不明点があれば下記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【利用方法・商品交換・パスワード関係・システムトラブル等についてのお問い合わせ先】

(株)ベネフィット・ワン

TEL0800-919-7015

✉point.happylth-info@bohco.jp

【健康ポイント制度についてのお問い合わせ先】

静岡県薬剤師国民健康保険組合

TEL054-255-4733

✉sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp

利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※2021年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参もお願いします。
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年4月改訂



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- 1 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- 3 アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

●「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2

●「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

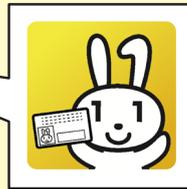
STEP3

●利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

●マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



医療機関・薬局 (※) の顔認証付きカードリーダーでも申込できるよ

※待ち時間短縮のため、マイナポータルやセブン銀行ATMでの事前の申込をおすすめします。

ここをタップ(押す)!

※2021年6月より本デザインに変わる予定です。

●セブン銀行ATMでも申込できる!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

ウラ面も見てね!



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、2021年10月までに、特定健診情報の閲覧が順次可能に

2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報の閲覧が可能に

2021年11月（予定）から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に



厚生労働省
ホームページ

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分